

宇都宮市食育応援キャラクター「忍者食丸くん」イラスト使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市食育応援キャラクター「忍者食丸くん」イラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 「イラスト」の使用を希望するものは、使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）であって、その使用目的について市が前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 市の後援名義の使用承認又は共催の承諾を受けた事業において使用する場合
- (5) その他市長が特に認めた場合

2 「イラスト」を使用した商品（販売を目的として製造した物品及びそれに準ずるものをいう。以下同じ。）の製造及び販売を目的として前項の使用申請書を提出することができる者は、市内の事業者（事業を営む団体又は個人をいう。）に限るものとする。

3 第1項の申請をしようとする者は、同項の使用申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 「イラスト」の利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用承認)

第3条 市長は、前条第1項の使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、審査の結果について、当該使用申請書を提出した者に対し、使用承認通知書（様式第2号）又は使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用を承認する場合であって、必要があると認めるときは、当該使用承認に条件を付することができる。

(使用承認基準)

第4条 「イラスト」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しないこととする。

- (1) 市の食育推進という趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するおそれがある場合及びこれらの者が「イラスト」を使用した商品等を販売するおそれがある場合
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (8) その他市長が不相当と認める場合

（使用承認の期間）

第5条 「イラスト」の使用承認の期間は、第4条第1項に規定する使用承認通知書の交付を受けた日から当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 「イラスト」のイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに安全性及び品質についても十分な配慮をすること。
- (3) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) 「イラスト」のデザインは、別記の市が定めた基本デザインを使用するものとし、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 「イラスト」には「宇都宮市食育応援キャラクター『忍者食丸くん』」という表記を付すること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 「イラスト」の使用承認を受けた物品等が、消費者等に市が製造又は販売する物品であると誤認されることがないように、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示を行う等の必要な配慮を行うこと。
- (7) 「イラスト」を使用した物品等を商標登録しないこと。
- (8) 「イラスト」を使用した物品等の使用により、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (9) 「イラスト」を使用した物品等を原因とする事故、苦情等が発生した場合には、使用者がすべての責任を負うこと。
- (10) 使用承認を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

（使用内容の変更等）

第7条 第2条第1項の規定により提出した使用申請書に記載した内容に変更があった場合は、使用変更申請書（様式第4号）により速やかに市長に報告し、市長の指示に従うものとする。

2 第3条の規定は、前項の使用変更申請書を受理した場合について準用する。

(使用承認の取消等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消し、使用者に対し使用物品等の回収等を求めることができる。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 使用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他「イラスト」の利用継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用承認取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

3 使用者は、第1項の規定により使用承認が取り消された場合は、使用承認が取り消された日から「イラスト」を使用できないものとする。

4 市は、第1項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第9条 「イラスト」の使用料は無料とする。

(係争等の処理)

第10条 「イラスト」の使用に関して、第三者との間に係争等が生じた場合、市及び使用者は協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等について、その都度両者協議して決定するものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、使用者の「イラスト」の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

2 使用者が「イラスト」を使用した商品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者がすべての責任を負うものとする。

3 使用者が「イラスト」の使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その損害を市に賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、「イラスト」の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この基準は、平成26年11月1日から適用する。

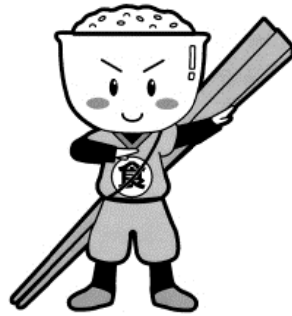
2 食育応援キャラクター「忍者 食丸くん」使用基準(平成21年4月1日制定)は、廃止する。

別記

1



2



4



5



8



9



10



11



12



13

